

2010年10月5日
UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社

ブラジル債券投資に対する金融取引税の引き上げについて

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2010年10月4日に発表されたブラジルの金融取引税(IOF)の引き上げにつきまして、お知らせいたします。

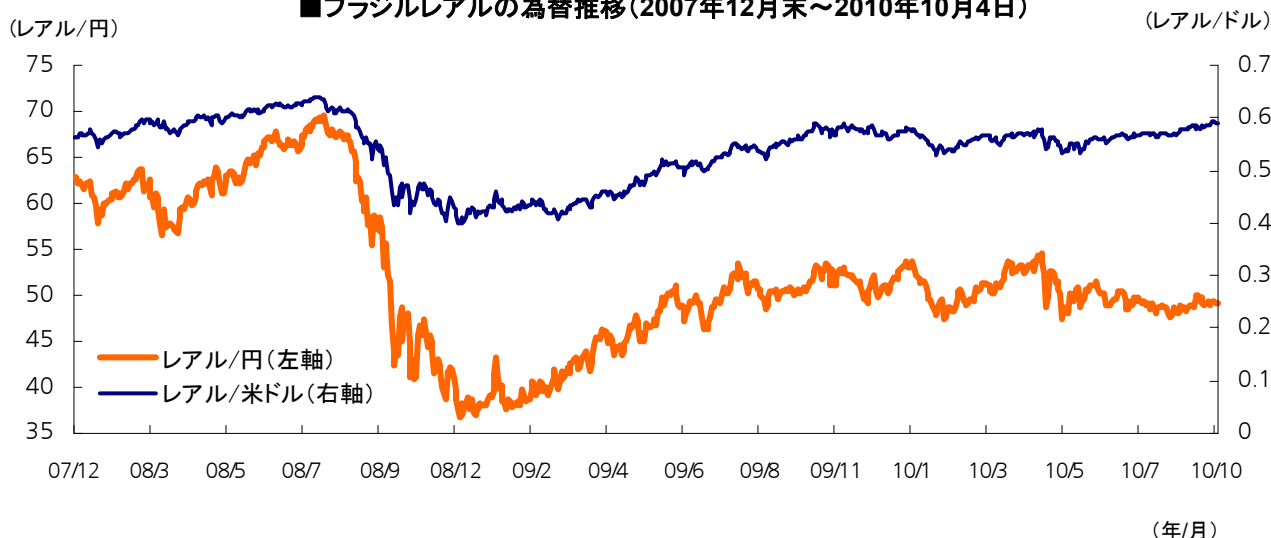
ブラジル政府は、海外投資家に課される金融取引税(IOF)について、新規の債券投資に対する税率をこれまでの2%から4%に引き上げると発表しました。現地時間2010年10月5日からの実施となります。尚、株式投資に対する税率は従来どおり2%に維持されます。

2008年の金融危機に際し、ブラジル政府はブラジル・レアルへの資金流入を刺激するため、債券購入取引に伴う為替取引時に海外投資家に課していた1.5%のIOFを一時撤廃しました。その後、2009年10月には、海外からの資本流入を再び抑制する目的でIOFの再導入が発表され、海外投資家に対しては債券および株式購入取引に伴う為替取引時に2.0%の課税が適用されてきました。

今回の債券投資に対するIOFの引き上げはブラジル・レアルの過剰な上昇を抑制することを目的としています。主要先進国が金融引き締めへ転じていない中、ブラジルをはじめとする主要新興国との金利格差が拡大していることから、海外からブラジルへの資金流入が続いています。金融取引税が再導入された2009年10月20日以降も、ブラジル・レアルは対ドルでは3.2%上昇しており(2010年10月4日現在)、レアル高が輸出産業に与える影響も懸念されていることから、レアル高対策はブラジル大統領選挙の争点のひとつとなっています。

以上

■ブラジルレアルの為替推移(2007年12月末～2010年10月4日)



出所:ブルームバーグのデータを基に当社作成

本資料は、UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社によって作成されたお客様向け資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。取得のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されており、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見、予測等は本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。© UBS 2010. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標で、UBSは全ての権利を有します。

■本資料ご使用にあたってのご留意事項

- 本資料はUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社で作成した資料です。
- 本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、有価証券の取得の勧誘を目的とするものではありません。
- 本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。
- 本資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。
- 特定の投資信託の取得をご希望される場合には、販売会社より当該投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、投資に関する最終決定はお客様ご自身のご判断でなさるようお願いいたします。
- 以下に記載するリスクおよび費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましてはUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収する各費用における最高の料率を記載しております。投資信託のリスクおよび費用は投資信託毎に異なりますので、ご投資される際には、事前に投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■投資信託のリスクについて

投資信託は株式、債券、投資信託証券など値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。なお、投資信託のリスクの要因については、投資対象資産の種類、投資制限、取引市場、投資対象国等により異なります。

■投資信託の費用について

投資信託のご購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

[直接ご負担いただく費用]

申込時：申込手数料 上限3.675%（税抜3.5%）

換金時：信託財産留保額 上限0.3%

[保有期間中に間接的にご負担いただく費用]

信託報酬 上限2.45%（税込）

その他の費用（監査報酬、有価証券売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用等）をご負担いただきます。

※これらの費用の額および計算方法等は、投資信託毎に異なります。

※詳しくは各投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込みは、

商号等 大和証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号
加入協会 日本証券業協会、（社）日本証券投資顧問業協会、（社）金融先物取引業協会

■設定・運用は、

商号等 UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第412号
加入協会 （社）投資信託協会、（社）日本証券投資顧問業協会、日本証券業協会

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会